本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている

㈱プレナス

⑵ 金融商品取引業に係る業務につき、その執行について必要となる十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していない状況

坂田代表取締役 （営業部門責任者兼任、当社唯一の役員）

金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していない。

- 資金管理を株主に一任しているなど、当社の経営に実質的に関与していない。
- 助言銘柄の選定や勧誘といった中心的業務は各営業員が行うとして十分な管理を行わず、当社の助言プランの内容や相違点を十分に理解していないなど、営業実態を把握していない。
- 複数の営業員が投資判断者として助言業務を行っていたにもかかわらず、その旨を契約締結前交付書面等で開示しておらず、当局にも届け出ていない。

内部管理態勢の整備・強化に向けた対応を講じず

内部管理部門・内部監査部門

営業員の問題のある勧誘行為を看過

営業部門

営業員による投資顧問契約の勧誘

⑴ 投資顧問契約の締結又はその勧誘に関し顧客に対し虚偽のことを告げる行為等

- 実態と異なる報酬体系の契約締結前交付書面への記載
- 架空の人物像を作出した勧誘
- 実際の助言銘柄の株価推移とは関連性がないデータ等を用いた勧誘
- AIの活用に関する誤解表示

顧客